

緊急工事特記仕様書

稲敷市役所土木管理部 建設課

(適用)

第1条 この仕様書は、稲敷市が管理の市道等に関わる緊急工事及び補修工事に適用する。

(用語の定義)

第2条 監督員・警察官・指示・承諾・緊急とは次の定義による。

- (1) 監督員とは、稲敷市の建設課の課長ならびに担当課員をいう。
- (2) 警察官とは、稲敷警察署に勤務する警察官をいう。
- (3) 指示とは、監督員ならびに警察官の発議により、契約する受注者に指示し、実施させることをいう。
- (4) 承諾とは、受注者が監督員又は警察官の指示を了解することをいう。
- (5) 緊急とは、崩壊・崩落・陥没箇所等への安全施設の設置などにより、車両・歩行者等の安全な通行を確保するための応急工事等をいう。

(工事の施工)

第3条 受注者は、監督員又は警察官から緊急の連絡を受けたときは、速やかに現場に急行し仮復旧、交通安全施設等を実施し、監督員又は警察官に報告しなければならない。

ただし、監督員の具体的な指示以外は受注者の判断による。

また、受注者は交通の障害及び路面の破損状態を発見した場合は、特殊常温合材で速やかに充填しなければならない。

(工事の監理)

第4条 受注者は、緊急工事又は交通安全施設の設置を完了したときは、監督員に報告する。

(工事の緊急度合)

- 第5条
- A 至急処置を要する場合
 - B 3～4日中に処置を要する場合
 - C 逐次処置を要する場合

(緊急連絡系統)

第6条 受注者は現場代理人及び作業員の連絡系統を明確にすること。

また、緊急工事に対処するため巡回員と速やかに連絡できるような体制を保つこと。

(その他)

第7条(1) この様式に記載されていない事項については、茨城県土木部共通仕様書によるものとする。

(2) 緊急パトロール(豪雨、震度4以上)はパトロール車内から目視により行うものとし、必要がある場合は踏査を行うものとする。

(3) 突発的な事故や道路変形により、所轄の警察署から、時間外に路面保全の対応を要請されることがある。

※担当区域

原則、稲敷市(各旧町村地区)を担当区域とする。

ただし、緊急時には担当区域を越えて工事を施工させる場合もある。